

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認【都市整備局河川公園部水環境課】2
- 指定管理者の指定【都市整備局河川公園部水環境課】3
- 指定管理者の指定（2件）【都市戦略局都市再生推進部緑政課】4

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部施設課】6
- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】10
- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】12
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課】13

◇ 教育委員会

- 指定管理者の指定【子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課】15

北九州市告示第465号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第11条の2第3項の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の水環境館の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第4条の4の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月17日

北九州市長 武内和久

区分		金額	
		一般	小・中学校の 児童及び生徒
入館料	1人1回	0円	0円

北九州市告示第466号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第16条の4の規定により、水環境館の指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月17日

北九州市長 武内和久

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名称	住所	
玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	北九州市小倉北区堺町一丁目6番15号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

北九州市告示第467号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第16条の4の規定により、到津の森公園、北九州市立山田緑地、北九州市ほたる館、志井ファミリープール、北九州市立響灘緑地及びひびき動物ワールドの指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月17日

北九州市長 武内和久

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定したもの		指定する期間
	名 称	住 所	
到津の森公園	公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会	北九州市小倉北区上到津四丁目1番8号	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
北九州市立山田緑地 北九州市ほたる館	九州造園・グリーンワーク・しらすやまと共同事業体	北九州市小倉北区大島二丁目10番1号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
志井ファミリープール	A C E スギナプラス共同事業体	北九州市八幡東区昭和一丁目1番5号	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
北九州市立響灘緑地 ひびき動物ワールド	グリーンパーク活性化共同事業体	北九州市小倉北区砂津二丁目1番23号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

北九州市告示第468号

北九州市平尾台自然の郷条例施行規則（平成15年北九州市規則第48号）
第13条規定により、北九州市平尾台自然の郷の指定管理者を次のとおり告示
する。

令和6年12月17日

北九州市長 武内和久

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名 称	住 所	
ハートランド平尾台株 式会社	北九州市小倉南区平 尾台一丁目1番1号	令和7年4月1日から令 和12年3月31日まで

北九州市公告第 870 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 12 月 17 日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市新門司工場他 1 工場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期限 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区新門司三丁目 79 番地

北九州市新門司工場

北九州市八幡西区夕原町 2 番 1 号

北九州市皇后崎工場

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により、小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年1月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

イ 日時 この公告の日から令和7年1月31日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所においてこの公告の日から無償で交付する。

なお、電子メールでの交付を希望する場合は、北九州市環境局循環社会推進部施設課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 質問は、令和7年1月24日午後4時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。

なお、それら以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

(5) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年1月9日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年1月9日午後5時までに必着のこと。

(6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年1月31日午後5時までに必着のこと。

(7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和7年2月3日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部施設課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2184

FAX 093-582-2196

電子メール kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

6 Summary

- (1) The contract item up for tender :
Power supply to Shinmoji Incineration Facility of Kitakyushu City and
other 1 Incineration Facility
- (2) Deadline of Tender (by hand)
10:00a.m., Feb 3, 2025
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m., Jan 31, 2025
- (4) For further information, Please contact :
Facilities Management Division, Resource Circulation Department
Environment Bureau, City of Kitakyushu, 1-1 Jonai, Kokurakita-ku
Kitakyushu-city 803-8501 Japan TEL 093-582-2184

北九州市公告第 8 7 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（1 2 月分） 3 0 キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 1 1 月 2 2 日
- 4 落札者の名称及び住所
シューワ株式会社
堺市中区陶器北 2 4 4 番地 5
- 5 落札金額
1 キロリットル当たりの金額 8 万 6 , 9 0 0 円に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 6 年 1 0 月 1 8 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 8 7 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油（軽油引取税免税・1 2 月分） 3 1, 2 0 0 リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 1 1 月 2 2 日
- 4 落札者の名称及び住所
日吉化学工業株式会社
北九州市若松区藤ノ木三丁目 2 番 3 9 号
- 5 落札金額
1 リットル当たりの金額 1 6 1. 8 円に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 6 年 1 0 月 1 8 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 873 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 6 年 12 月 17 日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区木屋瀬東三丁目 479 番 1、480 番、481 番、554 番、555 番及び 555 番 2	北九州市八幡東区桃園一丁目 7 番 2 号 東田倫広
北九州市小倉南区湯川新町一丁目 308 番 1、308 番 19 から 308 番 33 まで、310 番 1 の一部及び 314 番 4	北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号 株式会社海王 代表取締役 竹下晃平

北九州市公告第 8 7 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ上曾根
北九州市小倉南区上曾根新町 3 1 6 番 2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
みずほ丸紅リース株式会社
東京都千代田区四番町 6 番地
代表取締役 矢部延弘
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階
代表取締役 横山英昭
 - (2) 変更後 株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号
代表取締役 横山英昭
- 4 変更の年月日
令和 5 年 1 月 3 1 日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由
- 6 届出年月日
令和 6 年 1 2 月 9 日
- 7 縦覧場所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和7年4月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和7年4月17日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市教育委員会告示第1号

北九州市立青少年の家管理規則（昭和47年北九州市教育委員会規則第11号）第10条の規定により、北九州市立玄海青年の家の指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月17日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名称	住所	
玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	北九州市小倉北区堺町一丁目6番15号	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで